

平成23年11月25日

富成地区の皆様へ

伊達市災害対策本部
本部長 仁志田 昇司

「特定避難勧奨地点」に関する説明会の開催について

3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故により、霊山町上小国・下小国地区、石田地区、月舘町相葭地区の一部では、1年間の推計積算放射線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがある「特定避難勧奨地点」に設定されましたが、富成地区でも比較的線量が高い地域が確認され、本日、国の原子力災害現地対策本部長から新たに一部の地域を「特定避難勧奨地点」に設定する旨の通知がありました。

つきましては、国による説明会を下記により開催いたしますのでお知らせします。

記

1. 日 時 平成23年11月29日（火）午後7時
2. 場 所 富成小学校 体育館
3. 内 容 特定避難勧奨地点の設定等について
4. 参集者 富成地区の皆さん
5. その他

(1) 上履き(スリッパ等)をご持参ください。

(2) 暖かい服装でおいでください。

(担当)

伊達市災害対策本部

電話 575-1003

特定避難勧奨地点の追加設定について

○今回の設定は7月27日～8月23日の期間に 原子力災害現地対策本部と福島県災害対策本部により実施された環境放射線モニタリング詳細調査の結果を基に、国が伊達市における特定避難勧奨地点の追加設定が行われたもの。

○6月30日に設定された霊山町下小国地区等104地点113世帯に追加となるもの。

○下小国では、一部の地域で民家の除染を始めているがモニタリング詳細調査の結果、前回より空間線量の増加のみられた地区において4地点4世帯
(内訳)

しきい値 ($3.0\mu\text{Sv/h}$) 超過の1地点

その近傍の2地点

先に設定されている地区で、新たな妊婦の1地点

○石田では、先に設定されている地区で新たな妊婦の1地点

○富成の富沢地区では、6月30日に設定された基準に基づき、しきい値 ($3.0\mu\text{Sv/h}$) 超過の地点とその地点のある行政区のコミュニティー内の妊産婦、小学生までの子どもに配慮し8地点10世帯

しきい値 ($3.0\mu\text{Sv/h}$) 超過の2地点2世帯

しきい値超過地点のある地区内の妊産婦、小学生までの子どもに配慮し6地点8世帯

○伊達市では、対象となった世帯には本日付けで、通知を行います

○また、富成の住民を対象とした国主催の住民説明会が11月29日(火)午後7時より富成小学校体育館で行われます。この案内は町内会長さんを通しご連絡します。

なお、霊山町小国地区、石田地区においては、新たな地点設定はありましたが、現時点での住民説明会は予定されておりません。

平成 23 年 11 月 25 日現在

東京電力（株）福島第一、第二原子力発電所事故により被害を受けた方々の原子力事業者（東京電力）に対する損害賠償請求等に関する相談窓口

損害賠償相談窓口等

福島県 原子力損害賠償等に関する相談窓口

電話：024-523-1501 午前8時30分から午後9時（土日祝含む）

相談内容

- ・原子力損害賠償制度の概要
- ・原子力損害賠償紛争審査会（所管：文部科学省）が定める指針
- ・賠償に係る今後の手続き など

東京電力株式会社 福島原子力補償相談室（コールセンター）

電話：0120-926-404 午前9時～午後9時

内容

- ・損害賠償請求全般に関する問い合わせ

相談窓口

住 所：福島市森合町14-11

受付時間：午前9時～午後5時

休 日：日曜日、祝日

福島県弁護士会 震災・原発 無料電話相談

電話相談：024-534-1211 平日午後2時から午後4時

相談内容

- ・震災、原発で被災された方を対象として、電話による無料相談を実施

無料面談相談：0120-700-791（予約専用）

原子力発電所事故被害救済支援センター

相談・依頼に応じる弁護士紹介

電話：024-533-7770 平日午前10時から午後3時

相談は3回まで無料、代理業務は有料。事前確認必要。

日本行政書士会連合会 被災者相談センター

電話相談：0800-800-3200

窓口相談：郡山市駅前2-10-13 サンコービル1階

相談時間：午前10時～午後5時 受付は午後4時まで

（土日祝日開設。毎週月曜日及び年末年始休業）

相談内容

- ・原子力損害賠償請求作成支援、被災自動車の抹消手続き等

原子力損害賠償紛争解決センター福島事務所（所管：文部科学省）

電話：０１２０－３７７－１５５ 平日午前１０時～午後５時

原子力事業者に対する損害賠償請求について、円滑、迅速かつ公正に紛争を解決することを目的として設置された公的な紛争解決機関

原子力損害賠償支援機構福島事務所

電話相談：０１２０－０１－３８１４

窓口相談：０１２０－３３０－５４０（対面相談予約専用）

郡山市駅前１-15-6 明治安田生命郡山ビル１階

相談時間：午前１０時～午後５時

（土日祝日開設。年末年始休業）

相談内容

- ・原子力損害賠償請求・申し立てに関する弁護士相談、行政書士による情報提供の実施

NHK受信料の免除について

免除の範囲

原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力災害対策本部により、居住している地域が「特定避難勧奨地点」の設定を受け、その設定が１ヶ月以上継続している方の放送受診契約。

免除の期間

平成２３年１１月１日以降、「東日本大震災」に伴い、新たに避難勧奨地点が設定された日の属する月からその解除の日の属する月の翌月まで。

問い合わせ先

０５７０－０７７－０７７ 平日 午前９時から午後１０時

土日祝日 午前９時から午後８時

東北電力の電気料金等の免除について

免除の範囲

原子力災害対策特別措置法に基づく「特定避難勧奨地点」の設定を受け、避難された方の避難期間中の電気料金など。

免除の期間

避難期間中（避難指示等解除日の半年後までを期限）

問い合わせ先

０１２０－１７５－６５５ 平日 午前９時から午後８時

土曜日 午前９時から午後５時

（問い合わせ：放射能対策課損害賠償係 電話 024-575-1111）

賠償金のお支払対象となる項目

各請求項目の一覧表

		賠償させていただく費用等				
請求項目	C 避難生活等による精神的損害	「避難等」によって被られた精神的苦痛に対する損害 (生活費の増加費用を含む)				
	D 避難・帰宅費用	交通費		宿泊費	家財道具移動費用	
	E 一時立入費用	交通費	宿泊費	家財道具移動費用	除染費用	
	F 生命・身体的損害	医療費	入通院慰謝料	証明書類取得費用	交通費	宿泊費
	G 就労不能損害	給与損害	転居費用 (交通費、宿泊費、家財道具移動費用、礼金・仲介手数料)(注2)		通勤費増加額	
	H 検査費用(人)	検査費用 (健康診断費用、放射線検査費用)		交通費	宿泊費	
	I 検査費用(物)	検査費用				
財物価値の喪失または減少	別途お知らせします					

各請求の項目のご説明は次ページ以降をご参照ください。

(注1) 生命・身体的損害による就労不能損害につきましては、「**G** 就労不能損害」(『賠償金ご請求書』)にてご請求ください。

(注2) 勤務先の移転や転職等にもとない負担された転居費用につきましては、「**D** 避難・帰宅費用」および「**Z** その他」(『賠償金ご請求書』)にてご請求ください。